

上田市人権施策基本方針（第一次改訂）追加修正

- 10 第3章 人権施策の方向性 2の(1) 人権教育・啓発の推進 後段の2行
人権教育と人権啓発により、市民の人権尊重の精神が態度面や行動面などにおいて、日常的に発揮できるようにすることを目指します。

人権教育と人権啓発により、市民の人権尊重の精神が態度や行動などにおいて、日常的に発揮できるようにすることを目指します。

- 11 第3章 人権施策の方向性 2の(1)の 「さまざまな場における人権教育・啓発の推進」 「学校」 後段の3行
また、校種間の連携を図るため、幼稚園・保育園から大学まで参加する「学校等人権同和教育主任会」の充実を図ります。

また、発達段階に適した学習活動を計画的に進めるため、幼稚園・保育園から大学までの担当者で構成する「学校等人権同和教育主任会」により学校間の連携と取組の充実を図ります。

- 12 第3章 人権施策の方向性 2の(1)の 「さまざまな場における人権教育・啓発の推進」 「地域」 最初の4行
手法に関しては、参加体験型や小グループによる話し合いなどを取り入れながら、参加者の雰囲気柔軟に対応するとともに、身近で自分のこととして受け取れる話題を取り上げることにより、人権意識を高め日常の行動につなげていきます。

また、参加体験型や小グループによる話し合いなどを取り入れ、参加者が主体的に人権問題に取り組むことができるよう目指します。

- 12 第3章 人権施策の方向性 3の(2)救済・保護体制の充実 の3行
被害者の救済と保護については、国の関係機関（法務局、裁判所など）、県の関係機関（警察署含む）及び上田市の関係部署（福祉、保健、教育など）などさまざまな機関が行っています。

被害者の救済と保護については、国の関係機関（法務局、裁判所、労働基準監督署など）、県の関係機関（人権センター、警察署など）及び上田市の関係部署（福祉、保健、教育など）などさまざまな機関が行っています。

- 15 号 第 4 章分野別施策の方向性 1 女性の(3)の 1 行目
女性に対する偏見や差別意識を解消と固定的性別役割分担意識の解消に向け、

女性に対する偏見や差別意識の解消と固定的性別役割分担意識の解消に向け、
- 16 号 第 4 章分野別施策の方向性 2 子どもの(1)の 1 行目
更に、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。

更に、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければなりません。
- 16 号 第 4 章分野別施策の方向性 2 子どもの(1)の 3 段落目(7 行目)
いじめや体罰、児童虐待など

いじめや不登校、体罰、児童虐待など
- 16 号 第 4 章分野別施策の方向性 2 子どもの(1)の下段から 4 行目
また、最近では人間性や社会性を育む集団的体験や行動の減少、家庭や地域の教育力の低下、規範意識の希薄化などから子どもの心身の成長に欠ける環境があり、家庭と地域の総合的な教育力を高めることが必要とされています。

また、最近では人間性や社会性を育む集団的体験や行動の減少、家庭や地域の教育力の低下、規範意識の希薄化などから家庭と地域の総合的な教育力を高めることが必要とされています。
- 17 号 第 4 章分野別施策の方向性 2 子どもの(1)の下段から 4 行目
高齢者が年齢に関係なく意欲と能力に応じて働くことができる社会が求められていることから、高齢者の安定的な雇用の場が求められています。

高齢者が年齢に関係なく意欲と能力に応じて働くことができる雇用の場が求められています。

18 第4章分野別施策の方向性 4 障害者(1)の2行目

国や地方公共団体が障害者に対する各種施策を実施していただくだけでなく、社会を構成する全ての人々が障害者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

国や地方公共団体が障害者に対する各種施策を実施していただくだけでなく、社会全体で障害者に対して十分な理解をし、配慮していくことが必要です。

19 第4章分野別施策の方向性 5 同和問題の(1)の3段落目(9行目)

上田市での同和教育においては、保育園、小学校、中学校、高校、大学などや

上田市での同和教育においては、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、大学などや

19 第4章分野別施策の方向性 5 同和問題の(2)基本方針の2行目

「上田市人権施策基本方針」などに基づき、これまで取り組んできた成果と課題を踏まえ、同和問題の解決はあらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、差別のない明るい社会を目指します。

「上田市人権施策基本方針」などに基づき、相談・支援体制の充実に、同和問題に対する正しい理解と認識を深め差別意識の解消に向けた取組を推進し、差別のない明るい社会を目指します。

19 第4章分野別施策の方向性 5 同和問題の(3)の 2行目

上田市人権啓発推進委員会や上田人権擁護委員協議会をはじめとする関係団体

上田市人権啓発推進委員会をはじめとする関係団体

21 第4章分野別施策の方向性 7 犯罪被害者等の(1)の1行目

近年、さまざまな犯罪が後を絶たず、誰もが犯罪の被害者やその家族になる可能性があります。

近年、犯罪被害者やその家族への人権問題に対する社会的関心が高まっています。

21 ㊦ 第4章分野別施策の方向性 7 犯罪被害者等の(1)の2段落目の3行目(9行目)
周囲の人々の無責任なうわさ話やメディアの過剰な取材によるストレス、医療費
や転居などにともなう経済的な負担

周囲の人々の心無いことばや、メディアの報道などによるストレス、医療費や転
居などにともなう経済的な負担

21 ㊦ 第4章分野別施策の方向性 7 犯罪被害者等の(2)の基本方針

「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」などに基づき、誰もが犯罪被害者になる可能性があるとの認識のうえに立ち犯罪被害者等を支え合うことができる社会を目指します。

「犯罪被害者等基本法」や「犯罪被害者等基本計画」などに基づき、犯罪被害者等の人権に対する配慮や保護が図られる社会を目指します。